

後継者問題について考えてみませんか？

商工観光課(西有家庁舎) ☎ 73-6633 Eメール:shoukou@city.minamishimabara.lg.jp

全国的にも中小企業の廃業は年々増加傾向にあり、経営者の急な病気や承継の取り組みの遅れにより、後継者が決まらず廃業せざるを得ない事例が多く見受けられます。

その中の約半数以上が黒字での廃業で、後継者不足は深刻な問題となっており、事業承継は早めの準備が重要です。

センターへの相談で多くの経営者が事業承継を実現しています。事例はこちら ➔



承継・引継ぎ支援事例



さまざまな承継に関する相談、事業承継計画作成支援など、専門スタッフが丁寧に対応します。あらゆる事業承継の悩みを安心してご相談ください。

長崎県事業承継・引継ぎ支援センター ☎ 095-895-7080

【事業承継・引継ぎ支援センター個別相談会】

事業承継についてのお悩みなどを専門スタッフに相談できる機会です。

秘密は厳守されますので、お気軽に相談ください。

●とき…1月30日(金) 午前11時～午後1時30分～、2時30分～

●ところ…市役所西有家庁舎

●料金…無料 ●〆切…1月23日(金)(先着順) ※必ず事前予約が必要です。

●申込…電話または必要事項(事業所名、参加人数、希望時間、電話番号)を記載の上、メールで申し込んでください。



南島原市外国人雇用支援事業補助金

農林課(有家庁舎) ☎ 73-6661

令和7年4月1日以降に農業生産活動の従事者として「特定技能外国人または技能実習生(外国人労働者)」を雇用した者に交付します。

※本補助金は、令和7年度～9年度の3年間実施予定です。

※JA農援隊員や農産物の仕入れ・販売目的での雇用は対象外です。

●対象者

次のすべてに該当する法人・団体・個人

- 市内に住所を有する者
- 市内に住所を有する外国人労働者を農業従事者として長期雇用(1年以上)、短期雇用(1年未満)する者
- 市税などを滞納していない者

●申請期間…2月10日(火)～3月31日(火)

※長期雇用の場合は、雇用後1年経過した日以降に申請できます。
令和7年4月2日～令和8年4月1日雇用は、令和8年度分で申請してください。



市HP

●申請方法

申請書に必要書類を添付して農林課に提出してください。

※申請書は市ホームページに掲載しています。

申告相談会場と日程をお知らせします

税務課(西有家庁舎) ☎ 73-6642



●申告日程…2月16日(月)～3月16日(月)

●受付時間…【午前】9時～11時 【午後】1時～4時

●自治会区割り…2月号で自治会ごとに区割りした申告日程をお知らせします

申告会場	平日の受付日
深江庁舎	2月26日(木)～3月16日(月)
布津庁舎	2月16日(月)～25日(水)
有家庁舎	2月16日(月)～26日(木)
西有家庁舎	2月27日(金)～3月16日(月)
北有馬庁舎	2月16日(月)～25日(水)
南有馬庁舎	2月26日(木)～3月16日(月)
口之津港ターミナル	2月16日(月)～27日(金)
加津佐希望の里	3月2日(月)～16日(月)

◎3月8日(日)に「西有家庁舎」と「南有馬庁舎」で休日の受付を行います。

休日の申告相談は島原税務署が閉庁しているため、申告内容に疑義などが生じた場合、直接問い合わせができません。申告内容によっては受付できない場合があります。

※申告期間中、担当職員は全員申告会場に出向きますので、税務課・各支所での申告相談は行いません。

◎北有馬町は昨年と会場を変更しています。

●持参品

・申告に必要な書類

※農業などの事業所得申告者は、あらかじめ領収書などを集計してください。

・申告者本人のマイナンバーカードまたはマイナンバーがわかるものと本人確認書類

島原税務署からのお知らせ

島原税務署 個人課税第1部門 ☎ 0957-62-3281

税務署では原則、スマホとマイナンバーカードで申告書作成を行います。

また、国税庁LINEによるオンライン事前予約を行い、申告会場にお越しください。

●持参品…市申告会場への持参品に加えて次のものを持参ください。

・スマホ

・マイナンバーカードのパスワード2種

①署名用電子証明書(英数字6～16文字)

②利用者証明用電子証明書(数字4文字)

※パスワードを忘れた人などは、各支所にお問い合わせください。



国税庁
LINE公式アカウント

アカウント名: 国税庁
ID: @kokuzei

LINEアプリの「友達追加」または
QRコードで簡単登録



国税庁LINE

市制施行20周年記念フォトコンテスト



募集〆切 1月30日(金)



市HP

「あなたが見つけた南島原市の魅力」

